

2018年9月20日(木)

第2回 平成30年北海道胆振東部地震 野党合同対策会議

【回答】

※9月14日(金) 回答集約

- 佐々木隆博議員 (p.1～p.5)
- 山岡達丸議員 (p.6～p.13)
- 荒井聰議員 (p.14～p.18)
- 紙智子議員 (p.19～p.21)
- 石川香織議員 (p.22～p.25)
- 池田真紀議員 (p.26～p.27)
- 逢坂誠二議員 (p.28)
- 福山哲郎議員 (p.29)
- 徳永エリ議員 (p.30～p.39)
- 立憲民主党 (p.40～p.60)
- 山崎誠議員 (p.61～p.63)

北海道胆振東部地震野党合同対策会議

【佐々木隆博議員】

1. 電気については相当数、復旧しているが問題は水の方であり、復旧の目処が立っていないところが沢山ある。特に厚真町はつくったばかりの上水道が壊れてしまったので当面は上水を使うのが難しいと聞いている。ここは引き続きお願いしたい。

(答)

- 水道について、電力の復旧や水道管の修理が完了したことなどにより、これまでに約5万6千戸の断水が解消しており、この結果、9/14の7時時点の断水戸数は3町で約4600戸となっています。
- 特に、厚真町では、富里浄水場及び上厚真浄水場がそれぞれ停止し、全域の約2000戸で断水していました。
- 上厚真浄水場については、復旧し、10日から再稼働しています。土砂崩れで破損した富里浄水場については、休止していた新町浄水場を再稼働することで対応しています。これまで札幌市等からの支援を受け、浄水場の復旧工事や水道管の漏水調査や復旧工事を進め、9/14の7時時点で約600戸の断水が解消し、断水戸数は約1400戸となっています。

- 引き続き、一日も早い断水解消が可能となるよう、日本水道協会、北海道、札幌市、関係省庁等と連携して取り組んでまいります。

医薬・生活衛生局水道課 木内

03-3595-2368

2. 中長期的にはボランティアの受け入れについて、厚真町は小さな町なので、受け入れの態勢ができていない。道庁・厚生労働省の手伝いをいただきたいと町長から要請されている。

(答)

- 災害ボランティアセンターの運営については、社会福祉協議会が担うことが多いため、社会福祉協議会を所管する厚生労働省として、全国社会福祉協議会と連携し、取組を後押ししているところです。
- 厚真町、安平町及びむかわ町においては、各町の社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置しており、各災害ボランティアセンターの受入体制を強化するため、北海道社会福祉協議会が2名の職員を派遣するとともに、道内の市町村社会福祉協議会と調整し、3町に30名を超える職員を派遣し、その運営支援に当たっています。
- 厚生労働省としては、今後とも、全国社会福祉協議会と連携し、被災地での災害ボランティア活動への支援を行ってまいります。

社会・援護局地域福祉課 村田
03-3595-2615

平成30年北海道胆振東部地震野党合同対策会議

A-3 (佐々木隆博議員)

農水省から農業被害について廃棄も相当あったが、水産の被害はコンテナがあげられなくて、というような情報も出ているので説明を求める。

(要望変更)

水産については、農業被害と同様に停電により加工場等で影響が生じていると聞いており、状況を教えてもらいたい。

(回答)

- 1 市場に既に水揚げされていた魚や、既に解凍していた水産加工原料について、保冷ができずに廃棄する被害が発生していたが、通電に伴い、ほぼ通常どおりの出荷、加工が再開されている。
- 2 被害の詳細は調査中である。

(北海道)

北海道の危機対策関係のフロアがあり、各省庁からも出向していただいている。連携を取ってやっているが、北海道庁からの被害・復旧の発言がないと言われてる。同じフロアで各省庁と一緒に行動しているにも関わらず、そういう状況がある。国からの発信の方が先になっていることもあり住人を不安にさせているため、連携をとってほしい。

- 9/6地震発災後、直ちに災害対応の初動対応を担う北海道災害対策本部指揮室を設置し、

自衛隊や道警察、消防などの関係機関と連携し、救出救助活動に取り組んだほか、内閣府や経済産業省をはじめ、関係省庁と連携しながら、被災地の状況を把握に努め、定期的に公表しているところ。

- また、知事を本部長とし、庁内各部長や振興局長、国の関係機関が参集する「災害対策本部員会議」において関係機関相互に情報の共有を図っており、引き続き、緊密に連携協力してまいります。

財務省 A-5 質問者：山岡達丸議員

(質問)

しっかりとした予算措置が配れるのか、そうした見通しを持ちたいというのが各自治体の思いである。政府にはしっかりとした予算措置を取ることを要請したい。

(回答)

被災者の命と生活環境を守るために不可欠な水、食料、仮設トイレ、医療機関の自家発電のための重油といった物資をプッシュ型支援により遅滞なく被災者の方々に届けるため、9月10日、予備費5.4億円の使用を閣議決定したところ。被災自治体が財政上安心して応急対策や復旧対策に取り組むことができるよう、関係省庁が緊密に連携し、適切に対応してまいります。

(北海道)

行政経験のあるボランティアが欲しい。役人の代わりになる、事務局が担える役所からのボランティアがまず欲しい。その上で一般のボランティアが欲しいが受入態勢ができていない。

- 北海道社会福祉協議会が設置している常設の「北海道災害ボランティアセンター」のスキームにおいて今般の地震発生後、

厚真町・むかわ町・安平町では、災害ボランティアセンターを開設のうえ、行政と連携のうえ、受入体制を整備し、活動を開始しているところであり、

今後、被災者のニーズを踏まえた様々なボランティア活動を実施していくものと承知。

【山岡達丸議員】

3. 厚真町では1カ月は水がない見通しの中で、浄水場の早期復旧について力を借りたい。安平町も19%という水の確保状況であるが技術者が足りない。

(答)

- 厚真町及び安平町においては、水道管の破損等に対する水道の復旧に向けて、日本水道協会北海道支部が、9/9に安平町に現地対策本部を、9/12に厚真町に同本部分室を設置し、道内の水道事業者による全面的な支援を行うとともに、厚生労働省からも職員を派遣しております。
- 引き続き、一日も早い断水解消が可能となるよう、日本水道協会、北海道、札幌市、関係省庁等と連携して取り組んでまいります。

医薬・生活衛生局水道課 木内

03-3595-2368

A⑧. 電力について当初から発表がコロコロと変わった。99%は電力が戻っているかもしれないが、これから冬に入っていく中で2か月も3か月もかかるというような状況では、楽観的な見通しではなく、きちんとした見通し・発表の前倒しをお願いしたい。

(回答)

1. 現状の需給状況は、約1割の需給ギャップ(供給力346万kW、ピーク想定需要383万kW)が存在している。引き続き、1割の需要削減を実現するため、「節電2割」が必要。
2. 今後、京極揚水発電所1号機や2号機が予定通り今週金曜日までに稼働すれば、道民の皆様継続的に節電に取り組んでいただくことが前提ではあるが、計画停電の実施リスクが低下すると期待される。
3. しかしながら、老朽火力発電所の停止リスクなどを踏まえると、京極揚水発電所の稼働まで、引き続き電力需給は綱渡りの状況。まずは、今週金曜(14日)までの節電2割目標の達成を、実現したい。また、その後の見通しについても、可能な限り具体的にお示ししたい。

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力基盤整備課

連絡先 03-3501-1749

野党合同対策会議(平成30年9月10日)での質問に対する回答

山岡達丸議員 5.

問 壊れた住宅もあるが、壊れかけたままの住宅が多数ある。居住者不在で危険な建物についても必要な措置を求める。余震等の問題もあり住人も不安になっていることを理解してほしい。

答

- 被災した建築物の使用にあたっての危険性を判定し、その結果を情報提供することにより余震などによる二次災害を防止するため、地方公共団体が、被災した住宅や建物について、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性を判定する被災建築物応急危険度判定を北海道の2市3町[※]において実施したところ。

※ 札幌市、北広島市、むかわ町、厚真町、安平町において判定を実施。

平成30年北海道胆振東部地震野党合同対策会議

A-⑩ (山岡達丸議員)

仮設住宅の需要がむかわ町から出ている。仮設住宅、あるいはトレーラーハウスの体制をお願いしたい。

(答)

1. 災害時において、全壊等により住まいを失った被災者の方々に対し、住まいを迅速に提供することは極めて重要です。
2. このため、災害救助法では、応急仮設住宅の供与の方法として、建設型や借上型、あるいはその他の類型としてトレーラーハウスなどによる住宅についても対象としており、被災自治体において、被災状況や実情に応じた迅速な救助を可能としています。
3. いずれにしても、被災自治体において被災者の方々への応急仮設住宅の速やかな提供が可能となるよう、内閣府としても北海道と連携を図っていきます。

A - 11

要望者:山岡達丸議員

7. JR北海道に対象される地域であるということもあり、JR北海道をきちんと守っていくことを要請したい。

(答)

- 鉄道については、今回の地震により、JR北海道の7路線で現在も運転を休止しており、これらの路線については、JR北海道において、鋭意復旧工事や安全確認等の作業を行っているところです。
- 国土交通省としては、引き続き、北海道内の鉄道が早期に運行再開されるよう、必要な支援を行ってまいります。

[担当者連絡先]

国土交通省鉄道局施設課
山岸
電話:03-5253-8554

平成30年度北海道胆振東部地震 野党合同対策会議

山岡達丸議員

⑫ 8. 苫小牧の港は北海道の半分の物流を担っており、東側のコンテナ等はめちゃくちゃになった。国のお金ではなく市で直しているだけに予算が多くかかる。国としてしっかりとした後押しをお願いしたい。

(答)

- 苫小牧港東港の国際コンテナターミナルは、停電によりガントリークレーンが稼働できない、地震によりコンテナヤードの一部が液状化する等の状況であったが、9月10日に再開している。
- 復旧にあたっては、港湾管理者である苫小牧港湾管理組合が提出する報告等に基づき、適正かつ速やかに対応することとしている。

(担当 都市安全課)

問 清田区では液状化は十数年前にも起きているが、震源地がこれだけ離れているのにどうして起きたのか、前回の教訓が生かされていないのか。

(答)

- 札幌市において、平成21年度に液状化危険度図を公表し、液状化発生の可能性の周知に努めています。また、今回の地震をふまえ、札幌市に「清田区里塚地区市街地復旧推進室」を設置し、原因の究明と復旧に向けた検討を進めていくこととしています。国土交通省としましては、札幌市が進めている原因の究明と復旧に積極的に協力し、地域に復旧に支援してまいりたい考えております。

平成30年北海道胆振東部地震野党合同対策会議

A-⑬ 後段（荒井聡議員）

清田区では長い水道管が入っている道路が陥没し、住宅がやられたわけだが、それにあたってどう補償ができるのか早めに言ってもらえないと不安になる。半壊になった住宅をどう補償してくれるのか。

（答）

1. 住家が半壊等の被害を受け、そのままでは住むことはできないが、その破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合には、災害救助法に基づく住宅の応急修理を行うことができます。
2. また、今般の地震による災害では、半壊であっても、土地の液状化等の被害により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない場合には、北海道の判断により、応急仮設住宅の供与ができるようになっております。

（北海道）

（安平町や厚真町という震源の近いところでは、電力が止まったために都市型の災害が発生している）総務省が避難所の総括をしたが、震源地の近いところのみである。30か所近く避難所を作り、各避難所で100人くらいずつ避難をした。水が出ない・食料がないことや、また震度7の地震の予想もあり避難してる人もいるが、そういう方々のカウントが入っていないように思える。

- 市町村は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、避難所を開設するとともに、住民の方々に周知徹底を図っているところ。
- 9/13日現在、震源地に近い胆振管内の被害の大きかった3町においては、住家の全壊や半壊などにより、多くの方が避難されており、また、住家被害に加え、地震により土砂崩れや土砂災害の恐れがあり、避難指示（緊急）や避難勧告が発令されている方々も避難しているところ。
- 一方、住家被害や避難情報の発令がないものの停電や断水により、自宅での生活に支障を生じていることから、一定時間内に一時的に避難されている方もおり、町が公表してる避難者数と不一致となっているものもあるところ。

A⑮

3. 外国人観光客がホテルに留まることもできず、日本語が分からないまま行き場を失っている。ボランティアが対応しているが、組織的にやる必要がある。

- 大規模地震などの災害発生時において、訪日外国人旅行者に対しては、迅速かつ正確な情報発信を行うことが重要と考えています。
- このため、観光庁においては、日本政府観光局(JNTO)ホームページやSNSにおいて、交通機関の運行情報や主要空港の運用状況等を発信するとともに、JNTOのツーリストインフォメーションセンターにおいて、多言語による24時間の電話対応を実施しました。
- さらに、観光庁からJNTO認定観光案内所のほか、公共交通機関、ホテル、旅館に対して、外国人観光客を含む利用者に対する情報提供等に万全を期すよう要請を行いました。
- 外国人観光客に限らず、ご指摘のような事例があったとの報道は承知しておりますが、各施設においては、停電など厳しい状況のもとで、可能な限りの対応が行われたものと考えております。
- 観光庁としては、関係機関と連携して、課題の解消に取り組み、一層迅速かつ正確な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

A⑯. 北海道電力のアナウンスが遅く不正確。電力供給の制度を持っている電気事業者がこの事態を起こしたため、その立場に立ってもっと丁寧かつ頻繁にアナウンスすべきである。電気事業者に大いなる反省を求める。

(回答)

1. 北海道電力は震災当日昼に真弓社長が会見し発電所の状況等を報告しているものと承知。
2. その上で、北海道電力は発電所の状況や電力需給の状況について積極的にツイッターやホームページ等を活用し、情報発信を行っていくことが重要であると考えている。

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力基盤整備課

連絡先 03-3501-1749

紙智子議員質問・要請

A⑰. 厚真町長、むかわ町長からの職員派遣についての持続的な支援の要望について

- 総務省としては、発災当日から職員2名を北海道庁に派遣し、北海道及び東北ブロック各県と連携しながら、自治体応援職員派遣のための状況把握を行っています。
- 9月11日(火)には、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、厚真町、安平町、むかわ町に対口支援団体を決定しました。

被災町	対口支援団体
厚真町	青森県、山形県、福島県
安平町	岩手県、新潟県
むかわ町	宮城県、秋田県

- 今後、北海道及び道内市町村と連携を図りながら、各対口支援団体（区域内の市町村を含む）から罹災証明書交付業務などに応援職員を派遣し、3町を支援してまいります。

総務省 自治行政局公務員課

質問項目 A-18 紙智子議員

回答者 札幌市保健福祉局総務課長

(質問)

札幌の北海道難病センターには宿直の機能があり、福祉の避難所として以前から要望しているが未だ指定されていない。実際の災害になると、ほかの人と一緒に避難所に行くのが苦痛であり、色々な症状や人工肛門等のシャワー設備が必要になるなど避難所に入れないことがある。センターには宿泊やシャワー設備も整っているが、受け入れたくとも指定されていないため、指定を求める。

(回答)

北海道難病センターから福祉避難所として指定してもらいたいとの申請を受けているが、現在北海道難病センターへ福祉避難所の具体的な機能やイメージを説明しているところである。北海道難病センターが福祉避難所とはどういうものかをしっかり理解いただければ福祉避難所として指定できるだろうとのこと。

(2018/9/14 16:00 電話聞き取り)

A-19 (紙智子議員)

酪農について搾乳ができないと乳房炎になってしまうため、搾乳し廃棄した生乳についての補償を求める。

(回答)

1 国としては、地震等の大きな災害があった際は、これまでも、被災農家の経営再開・継続が可能となるよう

① 停電等に起因する搾乳作業の遅れ等により発生する乳房炎の予防や治療、(治癒率 1 / 2 等)

② 乳房炎により、やむを得ず廃用とした乳用牛に代わる乳用牛の導入 (初任牛 257 千円上限、1 / 2 以内)

等の取組に対し、支援してきたところである。

2 なお、生乳の廃棄に対する国としての補償については、東日本大震災や熊本地震等でも実施しておらず、これらの例も踏まえ、対応してまいりたい。

A-20 (石川香織議員)

搾乳できなかった牛の今後の対応についての支援をお願いしたい。搾乳できないと乳房炎の心配があり、色々な体調不良が発生するため経済的な負担が今後大きくなる。

(回答)

1 国としては、地震等の大きな災害があった際は、これまでも、被災農家の経営再開・継続が可能となるよう

① 停電等に起因する搾乳作業の遅れ等により発生する乳房炎の予防や治療、

② 乳房炎により、やむを得ず廃用とした乳用牛に代わる乳用牛の導入等の取組に対し、支援してきたところである。

2 今後、被害状況に応じて適切に対処してまいりたい。

A-21 (石川香織議員)

搾乳可能の有無は自家発電機の所持が分かれ目になった。自家発電機は高額ではあるが全ての酪農家に行きわたるような対応が必要である。国の補助やリース・買い取りなど色々な手段があるが、とにかく発電機の確保に向けて尽力してほしい。

(回答)

生乳流通体制合理化推進事業（農畜産業振興機構）において、緊急時に搾乳を継続するために必要な非常用電源等を整備する場合の支援を行っている。

A②②

3. 観光客のキャンセルが相次いだため、その公的支援をお願いしたい。

- 宿泊動向・旅行動向の把握につとめるとともに、正確な情報発信等に努めて参ります。

A ㉓. 道東エリアには発電所がない。今回の厚真町の火力発電所に北海道の電力の半分以上が依存していたことが長期の停電の原因だと思うため、道東エリアにも発電所を設置することが求められる。

(回答)

1. 北海道電力と電力広域機関に対して、今回の大規模停電の原因等についてまずは事実関係を速やかに把握、公表した上で、その検証作業に着手するよう指示したところ。
2. 検証作業は非常に専門的であるが、客観的なデータに基づき、第三者も検証可能な形で透明性を持って行われることが重要と考えている。
3. こうした検証結果を踏まえ、今後の必要な対策についても検討していきたい。

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力基盤整備課

連絡先 03-3501-1749

■池田真紀議員

1. 運送業者の社長等から「国交省から泊原発が再稼働する可能性があって、そちらへの燃料輸送を最優先するよという通達があった」という噂が出ている。生活物資の輸送を最優先するのは通常通りだと思うが、大手の運送会社ではそういった対応をすると流れており真偽を問いたい。

答

国土交通省において、ご指摘の通達を発出した事実はありません。

【池田真紀議員】

2. ボランティアの受け入れについて、自治体職員とボランティアとの間に福祉の専門職をお願いしたい。保健師はすでに入っているが、福祉の避難所と通常の避難所が分かれており、通常の避難所ではそのニーズが汲み取られていない。問題ないという回答が多いが今現在、避難所に自分から声を上げられない障害者の方もいるので、そういった間に専門職の派遣を求める。

(答)

- 避難所全般の運営体制については、内閣府の所管となりますが、厚生労働省としても、北海道庁を始め、関係自治体と連携し、避難所を含めた被災地のニーズに全力を挙げているところです。
- 避難所に避難する高齢者や障害者等の災害時要配慮者に対する支援については、北海道庁からの要望を受け、介護の専門職等からなる北海道 DCAT（北海道災害派遣ケアチーム）を円滑に避難所へ派遣できるようにするため、内閣府と必要な調整を行ったところです。これを踏まえ、現在、北海道 DCAT が厚真町内の一部の避難所において、福祉的な視点からの相談支援や日常生活支援等の活動を展開しているものと伺っています。
- 今後とも、被災地のニーズを丁寧に向いながら、被災地に寄り添った支援に努めてまいります。

社会・援護局福祉基盤課 滝澤
03-3595-2616

A⑫. 1か所の発電所が使えなくても、他の発電所の近くに住んでいるのに電気がこない状態が2日も続くことがありえないという疑問が出ている。地震による直接の被害はそうだが、停電がなぜ大規模かつ長期間にわたって起こったのか。ブラックアウトの問題は避けて通れないため、経産省を中心に今回の原因究明を徹底的にお願いしたい。普段からの備え不足を指摘せざるをえない。大規模で大量に発電をする施設をつくればいいという話ではなく、分散型の電力システムにするということが1つのポイントである。

(回答)

1. 北海道電力と電力広域機関に対して、今回の大規模停電の原因等についてまずは事実関係を速やかに把握、公表した上で、その検証作業に着手するよう指示したところ。
2. 検証作業は非常に専門的であるが、客観的なデータに基づき、第三者も検証可能な形で透明性を持って行われることが重要と考えている。
3. こうした検証結果を踏まえ、今後の必要な対策についても検討していきたい。

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力基盤整備課

連絡先 03-3501-1749

財務省 A-27 質問者：福山哲郎

(質問)

すぐに補正予算の編成をし、臨時国会の開会を5党1会派として要求する。しっかり役所としては政府側に伝えていただきたい。

(回答)

平成30年北海道胆振東部地震については、被災者の生活に不可欠な物資を速やかにお届けするため、9月10日に持回り閣議により予備費5.4億円の使用を決定するなど、政府や関係機関が一丸となって必要な対応に全力を挙げているところ。いずれにしても、被災者の方々が1日も早く安心して生活できるよう、政府として、できることは迅速に実施していくことが必要と考えており、まずは、平成30年度予算に計上されている予備費や災害復旧費等を活用し、十分な対応を速やかに実施していく。その上で、補正予算については、一連の被害の全貌や予算の使用状況などを見極めながら、必要に応じて適切に対応してまいりたい。

北海道庁 B-1

(北海道)

官邸や経済産業大臣の「会見情報」ばかりが散見されたが、北海道庁(知事)危機対策課での会見が全く行われなかったのはなぜか?また、緊急時の被害報告は状況が変わる度に行うべきではないか。

- 9/6未明の地震発災後、道知事は、ぶら下がり会見を行い、以降、9/13までの間に、定例や臨時の記者会見を4回行い、道民の方々へ災害情勢や対応状況などについて伝えてきたところ。
- また、知事を本部長とする「災害対策本部員会議」を13日までに8回開催しており、被害の状況報告をはじめ、応急対策の実施などについて、報道機関を通じ、積極的に道民の皆様に伝えてきたところ。

B②. 北海道電力による停電(ブラックアウト)における「原因説明会見」、経産大臣の指示への対応、今後の復旧見通しを含めた「説明会見」などもこの間全く行われなかった。なぜ行われなかったのか? 行うべきではなかったのか?
(追記): その後、北海道電力は 9/8(土) に真弓明彦社長が本社で記者会見を行い、「全ての発電所が緊急停止し、道内 295 万戸が停電した。大変なご不便をおかけし、お詫び申し上げます」と謝罪した。9/9 日現在、全面復旧まで「計画停電」を検討していることを表明しているが、今後も適時、北海道の主要電力事業者として復旧への進捗状況などを道民に丁寧に説明する必要がある。

(回答)

1. 北海道電力は震災当日昼に真弓社長が会見し発電所の状況等を報告しているものと承知。
2. その上で、北海道電力は発電所の状況や電力需給の状況について積極的にツイッターやホームページ等を活用し情報発信を行っていくことが重要であると考える。

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力基盤整備課

連絡先 03-3501-1749

北海道庁 B-3

道庁危機対策課の被害情報が、実際の自治体での現場情報と異なっており正確性を欠いていた。(例: 江別市の被害状況等で第 3 報まで「全面断水」と記載されていたが、実際には全面ではなかった。第 4 報より「一部断水」に訂正)
実際には、どこからどの様に被害情報を入手しているのか?

- 災害時の被害状況等については、被災市町村からの報告を基に所轄振興局を經由して、北海道災害対策本部(本庁)が

一元的に集約・調整を行うとともに、北海道防災会議の構成機関等から情報を収集し、関係機関との情報共有に努めているもの。

- なお、ご指摘のあった被害状況等報告の第 3 報と第 4 報における江別市の断水の状況については、当初、市から振興局に報告のあった内容に正確さを欠いており、改めて関係部局と精査した結果、訂正が生じたもの。

今回の大地震の「メカニズム」、また今後、大地震が発生する可能性について、気象庁からの詳細な説明がほしい。

(答)

- 9月6日午前3時7分に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」により、北海道厚真町（あつまちょう）では最大震度7を観測しました。この地震の規模はマグニチュード6.7、震源の深さは37キロメートルと推定しています。
- この地震は、東北東-西南西方向に圧力がかかることによって生じた逆断層型の地震と考えられています。
- この地震の後も、地震の発生頻度は減りつつも活発な地震活動が続いています。
- 今回の地震のメカニズムや地震活動の状況等については、気象庁及び札幌管区気象台において、地震発生後、随時、報道発表を実施し、解説を行っています。また、気象庁ホームページに掲載するなどして、広く周知を図っているところです。
- 揺れの強かった地域では、この地震の発生後1週間程度、最大震度7程度の地震に注意が必要であり、引き続き、地震活動の状況や見通しについて、適切に発表し、解説に努めてまいります。

○電力は復旧したものの、網渡り的な状況が続いていることから、国や道から週明け月曜日からの電力需要増に対する徹底した「節電対策」の呼びかけを進めてほしい。

(回答)

1. 今後の停電を避けるため、9月10日（月）より、電力需要が増加する平日の8時30分から20時30分の「節電タイム」において、平常時よりも2割の節電を目指すことをお願いしている。

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー課
連絡先 03-3501-3834

B-6 (徳永エリ議員)

J A 共済(建物更正共済)は、建物や家財などは地震災害補償が付与されているが、「牛舎・搾乳舎」は補償の対象外となっている。対象を広げて欲しい。

(回答)

J A 共済が取り扱う建物更生共済においては、「牛舎・搾乳舎」についても、補償対象としており、建物や家財と同様に地震災害補償を付与している。

B-7 (徳永エリ議員)

今般の大地震の影響により酪農王国・北海道では、過去最大級となる生乳廃棄を余儀なくされた。そのため、現況の酪農政策(畜産クラスター事業、楽酪事業等)の制度要件に業務用「自家発電機」及びソーラー発電の購入補助などを加えてほしい。

また、制度対象者には酪農家のみならず「乳業メーカー」にも対象を広げ、大地震の影響による電力途絶の際においても、安定的な生乳出荷と品質管理を可能にしてほしい。

(回答)

1 畜産農家に対する自家発電機導入については、販売額の増加や生産コスト低減等の成果目標が適正に設定され、その目標の達成が見込まれる状況であれば、畜産クラスター事業の補助の対象とされている。

2 また、生乳流通体制合理化推進事業(農畜産業振興機構)において、緊急時に搾乳を継続するために必要な非常用電源等を整備する場合の支援を行っている。

3 なお、乳業メーカーにおける自家発電導入については、対象としていない。

「災害対応型スタンド」の迅速な周知対応について（LINE情報の公的活用：アイックスSS事業部の「給油情報」など）

（回答）

- 資源エネルギー庁では、熊本地震の経験や反省を踏まえ、平成29年度以降、災害時・停電時にも営業を継続できる「住民拠点SS」を、平成31年度頃までに全国8,000カ所整備することを目指し、SSによる自家発電機の導入を支援しています。（平成29年度末時点では約1,300カ所を整備。うち、北海道は約240カ所。）
- 「住民拠点SS」は平時から経済産業省のHPにおいて公表しています。また、今般の地震発生後には、道内の「住民拠点SS」の営業状況について、公表しています。
- また、他の被災地域のSSについても、電話調査の結果、営業が確認され、事業者の了解を得られたところについて名称・住所を、経済産業省のHPにおいて公表し、Twitterによる情報発信等も行っています。
- 今般の経験を踏まえ、「住民拠点SS」の早期整備と、迅速かつ適切な広報を行うための情報発信の改善に取り組んでいきます。

経済産業省資源エネルギー庁

資源・燃料部石油流通課

連絡先 03-3501-1320

内閣府

平成30年北海道胆振東部地震野党合同対策会議

B-⑨（徳永エリ議員）

「高齢者対応」について

（答）

1. 防災基本計画においては、高齢者や障害者といった要配慮者の増加を踏まえ、災害時の情報提供や避難誘導といった様々な場面において、こうした方に応じたきめ細かな施策を行う必要性を位置づけています。
2. 高齢者、障害者といった要配慮者（避難行動要支援者）に対する災害時の支援対策としては、災害対策基本法により、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられているところです。
3. 買い物支援については、平時においては関係府省が各所管行政においてさまざまな施策を推進しており、それらが有事の際の緊急対策にも資するものとなるよう努めてまいります。

B⑩ 「外国人観光客」(インバウンド)の対応について

(特に、「多言語」による情報提供体制について、今後どの様に対応していくのか)

- 大規模地震などの災害発生時において、訪日外国人旅行者に対しては、迅速かつ正確な情報発信を行うことが重要と考えています。
- このため、観光庁においては、日本政府観光局(JNTO)ホームページやSNSにおいて、交通機関の運行情報や主要空港の運用状況等を発信するとともに、JNTOのツーリストインフォメーションセンターにおいて、多言語による24時間の電話対応を実施いたします。
- さらに、観光庁からJNTO認定観光案内所のほか、公共交通機関、ホテル、旅館に対して、外国人観光客を含む利用者に対する情報提供等に万全を期すよう要請を行うこととしています。
- 観光庁としては、今後も関係機関と連携して、一層迅速かつ正確な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

【厚真町長】

1. 停電で困っているが、それよりも水が少ないことが深刻。現在は近隣の市町村や自衛隊から補給してもらい、ギリギリでやっているが、長期化すると北海道など広域的な支援要請となる。

(答)

- 水道について、電力の復旧や水道管の修理が完了したことなどにより、これまでに約5万6千戸の断水が解消しており、この結果、9/14の7時時点の断水戸数は3町で約4600戸となっています。
- 断水している3町に対しては、自衛隊や国土交通省による給水支援に加え、登別市・帯広市など道内の水道事業者からの広域的な支援により、応急給水を実施しています。
- 水道管の破損等に対する応急復旧に向けては、日本水道協会北海道支部が、9/9に安平町に現地対策本部を、9/12に厚真町に同本部分室を設置し、道内の水道事業者による全面的な支援を行うとともに、厚生労働省からも職員を派遣しております。
- 引き続き、一日も早い断水解消が可能となるよう、日本水道協会、北海道、札幌市、関係省庁等と連携して取

り組んでまいります。

厚生省 C-2

2. これからはボランティアの支援が必要となるが、受け入れ準備の人手が不足している。また、ボランティアに何をしてもらうかの検討が必要だが、事務局を設置する余裕がない。道社協と町社協が連携していくために、道には支援を求めたい。

(答)

- 災害ボランティアセンターの運営については、社会福祉協議会が担うことが多いため、社会福祉協議会を所管する厚生労働省として、全国社会福祉協議会と連携し、取組を後押ししているところです。
- 厚真町、安平町及びむかわ町においては、各町の社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置しており、各災害ボランティアセンターの受入体制を強化するため、北海道社会福祉協議会が2名の職員を派遣するとともに、道内の市町村社会福祉協議会と調整し、3町に30名を超える職員を派遣し、その運営支援に当たっています。
- 厚生労働省としては、今後とも、全国社会福祉協議会と連携し、被災地での災害ボランティア活動への支援を行ってまいります。

医薬・生活衛生局水道課 木内

03-3595-2368

社会・援護局地域福祉課 村田

03-3595-2615

現地よりの要望・現状

C③ 地震直後は情報がなく不安が広がっていた。現在は少しずつ情報が入ってきているが、通信の重要性を認識したので、情報入手に対する道への支援を求めたい。

- 総務省においては、今回被災地における情報入手等に資するよう、道庁にリエゾンを派遣し、事業者と協力したプッシュ型支援として、避難所への無線 LAN や充電 BOX、携帯ラジオの配布等を進めています。
- 引き続き、避難所のニーズをきめ細かに把握し、事業者と連携して、避難所の通信環境のさらなる確保に向けて取り組んでまいります。
- また、今後災害地域での役場エリアでの迅速な通信手段の回復を可能とするよう、必要な取り組みを進めてまいります。

総務省 総合通信基盤局

国土省 C-4 (担当 水管理・国土保全局、道路局)

問 (厚真町吉野地区・幌内地区での現地調査)

住宅がない場所でも土砂が道路や川を堰き止めている。今後は道路を復旧させ、土砂の撤去が必要となる。

(答)

- 国土交通省としては、9月8日に本省災害査定官等を現地に派遣して、応急措置や復旧工法の指導や助言を実施しており、順次、応急的な対策が進められているところです。

北海道庁 C-5

(北海道)

○住民への情報提供について

- ・北海道（知事）・札幌市（市長）・北海道電力（社長）は、定期会見を1日2回程度実施し、現状について状況報告を行うべき。北電は、復旧した地区をHPで広報したが、逆にどの地区がいつ復旧予定なのかを知らせるべきではなかったか。
- ・北海道が優先順位を明確にすること。人命救助・ライフラインの確保は当然だが、ライフラインの確保のうち、どの地域に電気を優先するのかのマニュアルがない。
- ・北海道は被害状況だけではなく対応状況を公表すること。被害状況も重要だが、対応状況が見えない。。

※ 当該項目については、北海道電力において回答願いたい

C⑥. 全道的な停電について

【ブラックアウト】

ブラックアウトの発生原因、および回復(99%回復までに3日間)が長引いた理由は何か。

(回答)

1. 北海道電力と電力広域機関に対して、今回の大規模停電の原因等についてまずは事実関係を速やかに把握、公表した上で、その検証作業に着手するよう指示したところ。
2. 検証作業は非常に専門的であるが、客観的なデータに基づき、第三者も検証可能な形で透明性を持って行われることが重要。
3. 発生原因等の特定にあたっては、こうした検証作業が必要であると考えている。

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力基盤整備課

連絡先 03-3501-1749

C⑥. 全道的な停電について

【危機管理体制】

今回の停電は、厚真火力発電所に道内の電力の半分を依存していたことと、トラブル発生時に計画的に送電停止（需要と供給のバランス）がなかったことが大きな理由との指摘が多い。危機管理体制に問題がなかったか？今後、北海道電力でこうしたことが発生させないよう分散型システムの構築（自然エネルギーの活用や火力発電所の再配置）と十分なトラブル対策を強く要望する。

（回答）

1. 北海道電力と電力広域機関に対して、今回の大規模停電の原因等についてまずは事実関係を速やかに把握、公表した上で、その検証作業に着手するよう指示したところ。
2. 検証作業は非常に専門的であるが、客観的なデータに基づき、第三者も検証可能な形で透明性を持って行われることが重要と考えている。
3. こうした検証結果を踏まえ、今後の必要な対策についても検討していきたい。

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力基盤整備課

連絡先 03-3501-1749

C⑥. 全道的な停電について

【再発防止策】

今回の全道一円の停電は相当に異常な事態であり、この原因の究明と確実な対策を講ずることが必要である。この原因究明と対策がなければ、安直な感情から原発再稼働論を惹起しかねない。こうした原因究明と対策を明確することで、地域のあるべき電力供給の姿を検討する必要がある。そのために「ブラックアウト再発防止検討」を早急かつ徹底して行う必要がある。特に北電は、きちんとしたデータを出さないおそれがあり、政府と事業者の言いなりではない原因究明は不可欠ではないか。

（回答）

1. 北海道電力と電力広域機関に対して、今回の大規模停電の原因等についてまずは事実関係を速やかに把握、公表した上で、その検証作業に着手するよう指示したところ。
2. 検証作業は非常に専門的であるが、客観的なデータに基づき、第三者も検証可能な形で透明性を持って行われることが重要と考えている。
3. こうした検証結果を踏まえ、今後の必要な対策についても検討していきたい。

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力基盤整備課

連絡先 03-3501-1749

C⑥. 全道的な停電について

【停電による補償】

停電による冷凍庫業者への補償のありかたはどうなっているか。

(回答)

1. 今回のような自然災害によって引き起こされた損害については、北海道電力が定める電気供給約款により免責事項が規定されている。
2. 経産省としては、被災地における電気料金の特例措置として、規制料金メニューの需要家に対する不使用月の電気料金免除や、支払期日の延長等に関する約款の特例認可申請を9月10日に北海道電力から受け、同日、認可を行っている。

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力産業・市場室

連絡先 03-3501-1748

<参考1>約款特例認可に係る電気事業法における規定

○電気事業法（現行）

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

附則第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

○旧電気事業法（2弾法改正前）

（一般電気事業者の供給約款等による供給の義務）

第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）又は第十九条第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要（特定規模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行うとき、及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、この限りでない。

<参考2>北海道電力の電気供給約款における規程

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合

ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

42 損害賠償の免責

当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

<参考 3> 特定小売供給約款における特別措置の概要（北海道電力）

○災害救助法が適用された市町村において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

①電気料金の支払期日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成 30 年 8 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9 月及び 10 月の料金計算分の電気料金の支払期日を各々 1 ヶ月間延長する。

②不適用月の電気料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

③工事費負担金の免除（平成 31 年 3 月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成 31 年 3 月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約容量または契約電力が、被災時の需給契約における契約容量または契約電力を超えないこと。

④臨時工事費の免除（平成 31 年 3 月末日まで）

被災した需要家が被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行う場合で、その申込みが平成 31 年 3 月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成 31 年 3 月末日まで）

従量電灯 C、臨時電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、臨時電力及び慶事用電力の被災した需要家で、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、平成 32 年 3 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成 31 年 3 月末日まで）

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成 31 年 3 月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

C-7

平成 30 年北海道胆振東部地震 野党合同対策会議
立憲民主党北海道連現地調査を踏まえての指摘・質問・要望等
泊原港について

原発のある泊地域は震度 2 であったが、ブラックアウトによって外部電源（3 系統）が機能せず、やむなく非常電源で使用済み核燃料の冷却を続けることになった。仮にブラックアウトが長引けば、大事に至る危険があったわけで、問題がなかったとは言えない。今後の対策はどうなっているか？

(回答)

泊発電所（1～3 号機）については、外部電源喪失に伴い非常用ディーゼル発電機が起動し、使用済燃料プールの冷却に必要な電力は供給されていました。

なお、使用済燃料プールに移されている燃料は、使用後しばらくの間が経過しており、崩壊熱のレベルもかなり下がっています。

(問い合わせ先)

原子力規制庁原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

担当者：村上 玄

TEL: 03-5114-2262

C⑧ 電池・充電施設の不足について

- ・ 多くの住民がスマートフォン（携帯電話）で情報を入手している。しかし、停電のためスマホが見られなくなると不安が広がることとなるので、充電施設の準備などについて検討が必要ではないか。

- 総務省においては、今回被災地における情報入手等に資するよう、道庁にリエゾンを派遣し、事業者と協力したプッシュ型支援として、避難所への無線 LAN や充電 BOX、携帯ラジオの配布等を進めています。
- 引き続き、避難所のニーズをきめ細かに把握し、事業者と連携して、避難所の通信環境のさらなる確保に向けて取り組んでまいります。

総務省 総合通信基盤局

C⑧. 電池・充電施設の不足について

- 多くの住民がスマートフォン（携帯電話）で情報を入手している。しかし、停電のためスマホが見られなくなると不安が広がることとなるので、充電施設の準備などについて検討が必要ではないか。

（回答）

- 北海道内の停電については、立ち入りが困難な地域を除きほぼ解消している。土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域についても、可能な限り早期の復旧を目指して、復旧作業を進めているところ。加えて、ご希望に応じて、北海道電力からポータブル発電機等の提供も行っている。引き続き、全面復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

経済産業省 商務情報政策局

産業保安グループ 電力安全課

連絡先 03-3501-1742

C-9 (立憲民主党)

酪農等への影響について

(1) 緊急時の牛乳廃棄のルール of 徹底すべき (廃棄に対しての補償あり方を含む)

(2) 搾乳できなかった牛の体調不良、病気に対する経済的支援を検討すべきではないか。

(3) 国の補助やリースにより酪農・畜産農家に自家発電の所有を促進すべきではないか。

(4) 自家発電設備 (緊急用電源) により乳業工場の危機管理を徹底させるべき。

(5) 出荷できず物流がストップした際の冷蔵・冷凍施設のための自家発電設備 (緊急用電源) を国の補助やリースの在り方について検討すべきではないか。

(回答)

(1) から (3) について

1 国としては、地震等の大きな災害があった際は、これまで、被災農家の経営再開・継続が可能となるよう

① 停電等に起因する搾乳作業の遅れ等により発生する乳房炎の予防や治療、

② 乳房炎により、やむを得ず廃用とした乳用牛に変わる乳用牛の導入等の取組に対し、支援してきたところである。

また、生乳流通体制合理化推進事業 (農畜産業振興機構) において、緊急時に搾乳を継続するために必要な非常用電源等を整備する場合の支援を行っている。

今後、被害状況に応じて適切に対処してまいりたい。

2 なお、生乳の廃棄に対する国としての補償については、東日本大震災や熊本地震等でも実施しておらず、これらの例も踏まえ、対応してまいりたい。

(4) 及び (5) について

まずは、乳業者自らが、今回の事態を踏まえて具体的な対策を講じていくよう、検討を促してまいりたい。

C⑩

3. キャンセルが相次いだ観光業界への支援の在り方についてどうなっているか。

- 宿泊動向・旅行動向の把握につとめるとともに、正確な情報発信等に努めて参ります。

【質問 C-⑩】

今回の地震発生について、活断層の存在や地震発生の可能性は想定されていたものなのかどうか。されていなかったとすれば、今後はどう対応するか。

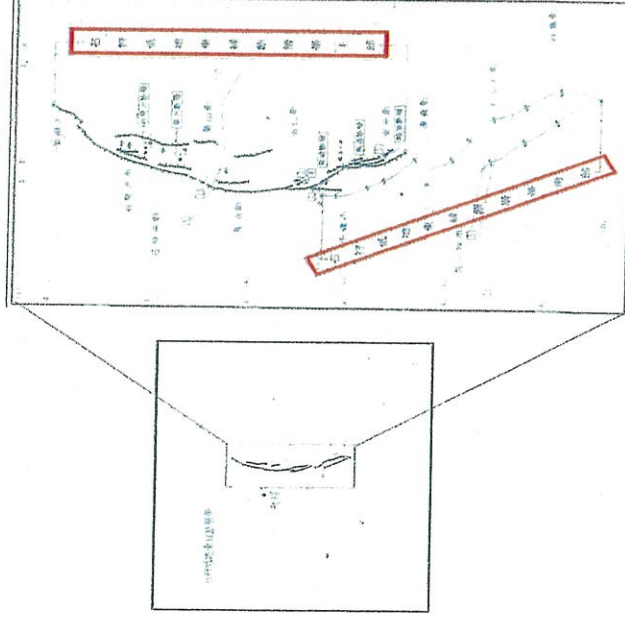
【回答】

- 地震調査研究推進本部地震調査委員会では、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を「長期評価」として評価し、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布等を示した「全国地震動予測地図」を公表している。
- 今回の地震が発生した地域には、石狩低地東縁断層帯が存在しており、地震調査委員会の長期評価では、南部での30年以内の地震発生可能性を「Aランク（やや高い）」、主部での地震発生可能性を「Zランク」と評価している。〈参考資料1参照〉
- また、この地域で震度6弱以上の地震が発生する可能性は、全国地震動予測地図で「高い」とされている。〈参考資料2参照〉
- 地震調査委員会では、日本は世界的に見ても非常に地震の多い国であり、日本国内では、その確率がゼロとなる場所は存在しないため、地震はどこでも発生する可能性があるということを念頭に置き、防災対策に役立ててほしいと広報している。
- なお、これまでに得られた地震に関するデータからは、平成30年北海道胆振東部地震と石狩低地東縁断層帯との関係は判断がつかないとされている。

石狩低地東縁断層帯の長期評価

地震調査研究推進本部の下に設置されている地震調査委員会は、防災対策の基礎となる情報を提供するため、地震の規模、発生間隔等の長期予測（長期評価）を実施している。

○石狩低地東縁断層帯の活断層の位置



○長期評価結果

石狩低地東縁断層帯主部	石狩低地東縁断層帯南部
-------------	-------------

今後30年以内に地震が発生する確率	Zランク	Aランク
-------------------	------	------

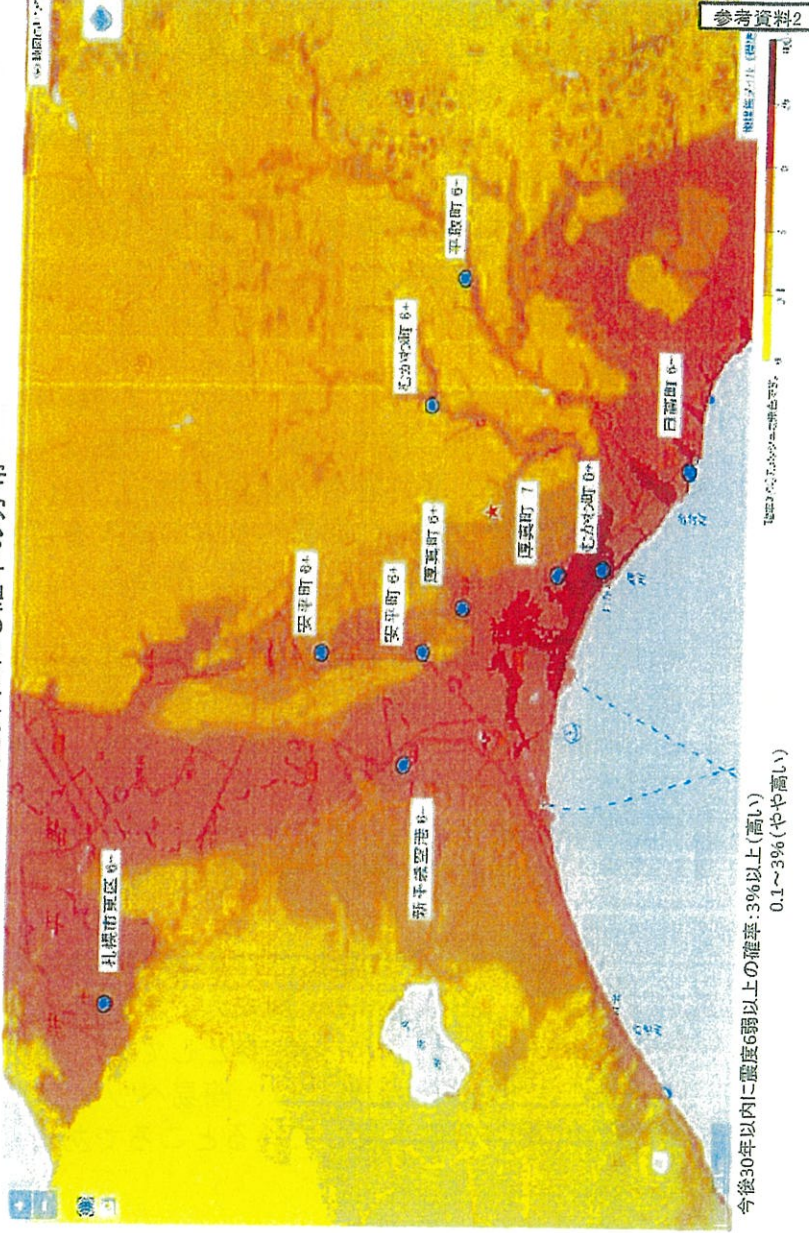
Aランク：今後30年以内の地震発生確率0.1～3%（やや高い）
 Zランク：今後30年以内の地震発生確率0.1%未満

石狩低地東縁断層帯の長期評価は平成15年11月に公表しているが、その後の調査結果により、活動履歴などに関する新たな知見が得られたことから、評価を見直し、平成22年8月に一部改訂版を取りまとめた。

図解 図表1

全国地震動予測地図（北海道胆振東部）

○今後30年以内に震度6弱以上に見舞われる確率の分布



C-⑫ (山崎誠議員)

○避難所での段ボールベッドの使用について周知をお願いします。被災自治体の担当者に認識がなく、手配が進んでいません。エコノミークラス症候群予防として、また気温も低くなりつつあることから段ボールベッドの効用は大きいと考えます。なお、段ボール業界との協定は北海道が締結しているとのこと、北海道の危機対策課防災グループがとりまとめています。

(答)

1. 内閣府が市町村向けに公表している「避難所運営ガイドライン」には、寝床については、初動は毛布や通気を確保する等、寒さ暑さの緩和に努め、次いで、マットや段ボール仕様等の簡易ベッドの導入を目指すことを記載し、周知しているところである。
2. なお、段ボールベッドは長期間使用すると段ボールに湿気がつくため、段ボールの入れ替えが必要と感じたという意見や、ベッドからの転落リスク、起居時に手すりがないとなかなか起き上がれないなどの課題もあり、時間の経過とともに簡易ベッドへ切り替えた避難所もあったことも、注意喚起しているところである。
3. いずれにしても、避難所における生活環境の改善の具体的内容は、地域の実情を踏まえ、市町村において判断されるものであるが、内閣府としても、9月6日付け文書により、北海道庁には、簡易ベッド(代用品等を含む。)等の整備も促しているところである。

【山崎誠議員】

○ エコノミークラス症候群の予防の広報をテレビ、ラジオ等で流してください。

ポイント

- ① 水分を十分に取り、トイレに困らない場所で車を駐車する。
- ② 車中泊する場合はなるべく足をあげて寝るようにする。
- ③ 数時間に1回外に出て歩く、またはふくらはぎをマッサージする。
- ④ できたら弾力性のあるサポーターなどを履いてふくらはぎを圧迫する。

(答)

- エコノミークラス症候群を含む健康管理については、避難所で保健師等が行う保健活動に活用するため、発災直後に北海道に対して、「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」を送付するとともに、認知症の方や高齢者の健康の維持のため、「避難所での認知症の人や高齢者の健康管理」のリーフレットの周知を行う等、被災者への対応を要請している。
- また、9月7日から、厚生労働省ツイッターにおいて、被災者の方々が避難所での生活を健康に過ごすことができるよう、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室において、関係部局の協力を得ながら注意点をまとめたリーフレット「避難所生活で健康に過ごすために」を定期的に情報発信するとともに、9月9日付けで北海道、札幌市に対して、積極的な活用、周知を要請している。

- 併せて、北海道より派遣要請があり、厚生労働省において調整を行った保健師等派遣チーム等が、避難所等における支援活動の中で、エコノミークラス症候群の予防のために、リーフレットの掲示、健康相談等の活動を行っている。

- 引き続ききめ細やかな対応を行い、エコノミークラス症候群の予防に努めてまいりたい。

健康局健康課保健指導室 山口

03-3595-2245

老健局総務課認知症施策推進室 石川

03-3595-2168

